

一般財団法人日本救急医療財団 研修教育事業委員会規程

(設置及び目的)

第1条 本財団に、厚生労働省の研修教育に関する委託事業（以下「委託事業」という。）を適正かつ、円滑に実施するため、研修教育事業委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(通則)

第2条 委託事業の実施については、厚生労働省が別に定める実施要領等によるほか、この規程の定めるところによる。

(組織)

第3条 委員会は、委員9人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、理事長が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とし、再任はさまたげない。ただし、任期は原則として3期までとし、補欠の委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長および副委員長を置き、委員のうちから理事長が委嘱する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて小委員会を設け、課題等について審議させることができる。

(委託事業)

第6条 委員会は、次に掲げる委託事業について調査審議する。

- (1) 医師救急医療業務実地修練
- (2) 看護師救急医療業務実地修練
- (3) 救急救命士業務実地修練
- (4) 救急救命士養成所専任教員講習会
- (5) 保健師等救急蘇生法指導者講習会
- (6) 病院前医療体制における指導医等研修

(7) その他の委託事業

(実施計画等)

第7条 委員会は、前条に定める委託事業について実施計画を作成し、次に掲げる事項を定める。

(1) 授業計画及び教科に関すること

(2) 講師及び教材に関すること

(3) その他委託事業の実施に必要な事項

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、研修研究部において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な細則は、理事長が別に定めることができる。

(施行期日)

第10条 この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成13年3月15日から施行する。ただし、厚生労働省の設置に伴う改正部分については、平成13年1月6日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成26年6月16日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成28年5月31日から施行する。